

受理官庁 MW	司法省・登録長官部 (マラウイ)	附属書 C MW
右の国の国民及び居住者の管轄受理官庁	マラウイ	
国際出願の作成に用いることができる言語	英語	
願書の提出に用いることができる言語	英語	
紙形式について受理官庁が要求する部数	3	
受理官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則26の2.3)?	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については受理官庁に確認されたい。	
管轄国際調査機関	欧州特許庁	
管轄国際予備審査機関	欧州特許庁	
受理官庁に支払うべき手数料	通貨：マラウイ・クワツチャ (MWK) 及び米国・ドル (USD)	
送付手数料	MWK 6,000	
国際出願手数料 <sup>1</sup>	USD 1,437 (1,346) <sup>2</sup> (1,435) <sup>3</sup>	
30枚を超える1枚ごとの手数料 <sup>1</sup>	USD 16 (15) <sup>2</sup> (16) <sup>3</sup>	
調査手数料	附属書D (EP) 参照	
優先権書類の手数料 (PCT規則17.1(b))	なし	
受理官庁は代理人を要求するか?	要求する	
誰が代理人として行為できるか?	受理官庁に特許代理人として登録されている者	

1 この手数料は、一定の条件が適用される場合に90%減額される (附属書C (IB) 参照)。

2 括弧内の額は2023年1月1日から適用される。

3 括弧内の額は2023年3月1日から適用される。